

第 3 次健康もりやま 2 1（案）について

1 計画の位置づけ

第 3 次健康もりやま 2 1 は、市民の健康保持・増進および健康寿命の延伸に向け、以下の関係法令等に基づき定める計画です。

- ・「健康増進法」第 8 条第 2 項の規定に基づく健康増進計画
- ・「食育基本法」第 18 条第 1 項の規定に基づく食育推進計画
- ・「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく生涯歯科保健計画
- ・「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項の規定に基づく自殺対策計画

2 計画の期間

令和 6 年度から令和 17 年度まで（12 年間）。なお、令和 11 年度に中間評価予定。

3 これまでの取組（次期計画策定） ※前回（R5. 8 時点）からの更新

（1）健康づくり推進協議会等における協議

ア 委員構成

大学教授、医師会、歯科医師会、薬剤師会、滋賀県栄養士会、自治連合会、民生委員・児童委員、健康推進員、身体障害者連合会、スポーツ推進委員、商工会議所、守山市社協、滋賀県草津保健所、小中学校長会、JA レーク滋賀 他

イ 協議会開催日時

年度	月	内容
令和 4 年度	11 月	・ 現計画の最終評価（案）について
	2 月	・ 現計画の最終評価結果について
令和 5 年度	6 月	・ 次期計画策定方針（案）について
	7 月	・ 次期計画骨子（案）について
	10 月	・ 次期計画（案）について

（2）前回協議結果（まとめ）

ア 市民の生活状況、特性（年代、性別、健康状態、家族構成、経済状況等）に応じた健康施策の推進

イ こころの健康や歯の健康を含んだからだの健康など、心身の健康についての正しい知識の普及啓発

ウ 気軽に、身近に、健康づくりに取り組める環境づくり。また、自然に健康になれる環境づくりの推進

エ 健康無関心層、働き盛り世代に対する健康への意識づけ・アプローチの強化

4 第3次健康もりやま21（案）

(1) 基本理念

誰もが健やかで心豊かに自分らしく暮らせるもりやまの実現

基本理念は、前計画で掲げた「健康意識の向上」と「関係機関・関係団体と連携した健康づくりの支援・推進」の考え方を継承しつつ、これまで4計画が分野毎に推進してきた取組を整理し、年代・性別などのライフステージ・ライフコースに応じた健康施策を一体的に推進することで、全ての市民が、健やかに、心豊かに、自分らしく暮らせるまち、もりやまの実現を目指します。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向け、以下の4つの基本方針を掲げます。

ア 生涯を通じた健康づくり

幼少期から高齢期までのそれぞれ時期の生活習慣がその後の健康状態に大きく影響することから、ライフステージ・ライフコース（育ち、はたらき、みのり、女性）に着目した切れ目のない生涯を通じた健康づくりを推進します。

イ 誰一人取り残さない健康づくり

年齢や性別、障害の有無に関わらず、誰もが自分らしい生活が実現できるよう、集団や個人の特性を踏まえた健康づくりの支援を行い、誰一人取り残さない健康づくりを実践します。

ウ 心身の健康を一体的に推進する健康づくり

心の不健康は身体の健康に影響を与え、身体の不健康は心の健康に影響を与えます。本来の健康な状態とは、心と身体が共に健康な状態であることから、心と身体の健康づくりを一体的に推進します。

エ 誰もが自分らしく健康に暮らせる環境づくり

健康づくりは、「個人の生活習慣」と「生活・社会環境」の影響を大きく受けることから、園・学校、職域、地域など多様な主体と連携し、健康になれる環境づくりに取り組みます。

(3) 計画（案）、計画の概要（案）…別紙1、別紙2、別紙3、別紙4

5 今後のスケジュール

令和5年10月 第3回自殺対策連絡協議会、第3回生涯歯科保健推進協議会
（次期計画原案の協議）

令和 5 年 11 月	第 3 回健康づくり推進協議会（次期計画原案の協議）
令和 5 年 12 月	文教福祉常任委員会協議会（次期計画原案の説明）
令和 6 年 1 月	パブリックコメント※の実施
〃 2 月	協議会にてパブコメ結果および次期計画最終案協議
〃 3 月	文教福祉常任委員会協議会 （パブリックコメント結果および次期計画報告）

※パブリックコメントについて

- ・意見募集期間：令和 6 年 1 月 15 日（月）から令和 6 年 2 月 2 日（金）
- ・広報（予定）：令和 6 年 1 月 15 日号（令和 5 年 12 月 15 日号にて予告）